

# 青森大学過疎地域問題研究センター規程

## (趣旨・設置)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）に過疎地域社会における教育推進の取り組みを専門的立場から研究支援するため、青森大学附属総合研究所第4条の規定に基づき青森大学過疎地域問題研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 過疎地域における「教育力」を発揮させた高等教育及び地域社会教育の在り方や可能性を包括的に研究し、過疎地域を本質的に自律・自立させることのできる人材を育成すること、教育による過疎地域発展の仕組み創りを提案・実践することを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる教育研究・実践プログラムを企画し、実施する。

- (1) 過疎地域における高等教育及び地域社会教育に関する研究と提言
- (2) 過疎地域における高等教育及び地域社会教育を推進する地域間・自治体間ネットワークの構築
- (3) 過疎地域における地域社会教育を通じた国際交流に関する研究と実践
- (4) 上記取り組みを普及啓発するための情報発信
- (5) 上記取り組みに資する人材の育成

2 センターは、前項の業務を的確に実施するために必要な研究を行う。

3 センターは、前2項の業務を実施するに当たって、本学の計画及び方針を踏まえ、本学教務委員会、附属総合研究所等と適切な連携を図るものとする。

## (組織)

第4条 センターに、センター長を置く。必要に応じて副センター長、センター員及び客員研究員を置くことができる。

- (1) センター長（1名）
- (2) 副センター長（1名）
- (3) センター員（各学部教員2名以内）
- (4) センター事務員
- (5) 客員研究員

2 センターに、顧問を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教員の中から、学長が任命する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長はセンターの活動に関する事項を統括する。

(副センター長)

第6条 副センター長を置くことができ、本学の教員の中から、学長が任命する。

- 2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(センター員)

第7条 センター員は、第3条第1項及び第2項に定める人材育成及び研究実践に関する業務に従事する。

- 2 前項に規定するセンター員のほか、各学部教員の中から、センターの研究プロジェクトを推進する教員を置くことができる。

(客員研究員)

第8条 センターは、必要に応じて外部の専門家、有識者を客員研究員とすることができる。

- 2 客員研究員は、センター長の指名に基づき、学長が委嘱する。
- 3 客員研究員の委嘱期間は1年とし、再任を妨げない。

(運営会議)

第9条 センターが行う業務を円滑に実施するため、過疎地域問題研究センター運営会議(以下「運営会議」という。)を置き、次の各号について審議し決定する。

- (1) センターの事業計画に関する事項
  - (2) その他センターの運営に関する重要事項
- 2 運営会議は、センター長が招集し、主宰する。
  - 3 運営会議の委員は、センター長、副センター長、センター員及び客員研究員とする。
  - 4 運営会議は、必要に応じ、委員以外の教職員、外部有識者の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 センターの事務は、センター長、副センター長、センター事務員が行う。

- 2 センター事務員は、センターの庶務及び会計事務を担当する。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、運営方法等必要なことは別に定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学運営会議が審議し、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。